

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、当審査会に平成○年○月○日付けの労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を提出し、当審査会は同月○日これを受け付けた（以下この請求を「本件再審査請求」という。）。
- 2 再審査請求書には、労働者災害補償保険審査官（以下、「審査官」という。）が請求人に送付した決定書謄本の写しが添付されているところ、請求人は、母A氏に対する療養補償給付の支給に関する処分について、本件再審査請求を行ったものであると推認されるが、請求人自身もA氏に対しては何らの処分もなされていないことを認めている。
- 3 ところで、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第38条第1項は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に対して不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができる。」旨規定していることから、当審査会に対する再審査請求は、労災保険法による保険給付に関する決定についてのみすることができるものである。
- 4 本件についてこれを見ると、再審査請求書添付の決定書謄本の写しには、「原処分を受けた者の住所、氏名」に関して「B区C、A」及び「A氏は原処分を受けていない」こと、「原処分をした労働基準監督署長名」に関して「D労働基準監督署長」との記載が認められた。

このため、当審査会においてD労働基準監督署長に対し、A氏に係る療養補償給付の請求の有無及び支給（不支給）決定状況について確認したところ、同監督署長から、要旨、請求人本人に係る療養補償給付の請求及び不支給決定はなされているものの、A氏に関する療養補償給付の請求及び決定はなされていない、との回答を得た。
- 5 以上によれば、請求人の本件再審査請求は、労災保険法による保険給付に関する

決定についてのものであるとは認められない。

したがって、請求人の本件再審査請求は、不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することはできないものであるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。